

商 標 登 録 制 度 の 概 要

1 商標登録制度の基本

商標登録制度の内容

商標登録制度は「商標法」という法律に規定されている。

この商標法によれば、商標登録を受けようとする者が特許庁に商標登録出願をすると、特許庁の審査官は商標登録出願が商標権を付与するための条件すなわち商標登録要件を充足しているか否かについて審査し、審査官が商標登録出願は商標登録要件を充足している判断したときには商標登録がなされ、商標登録された商標を独占的に使用することができる商標権が成立する。たとえば、商品「茶わん」について商標「おもむき」を使用しようとする者が商標登録出願をすると、審査官が商標登録出願が商標登録要件を充足するか否かについて審査し、商標登録出願が商標登録要件を充足していれば、商標登録出願人は商標権を取得することができ、商標権者は商品「茶わん」について商標「おもむき」を独占的に使用することができ、商標権者以外の者は商品「茶わん」について商標「おもむき」を使用することができない。

商標登録制度の存在理由

では、どのような理由により商標登録制度が存在するのであろうか。

同様の商標が使用された商品は同一の製造者によって製造され、または同一の販売者によって販売されたものであると消費者は考える。すなわち、商標には商品の出所を表示する機能がある。このため、誰かがある商品についてある

商標を使用しており、商標が使用された商品の宣伝に多大の費用を費やして、その商標を著名にし、また商標が使用された商品の品質の管理を十分に行ない、その商標が使用された商品の品質は良好であるとの業務上の信用が生じたとき、すなわち商標に信用が化体したときには、消費者はそのような商標を使用した商品を購入することによって、品質が良好な商品を購入することができる。たとえば、甲が商品「茶わん」について商標「おもむき」を使用しており、甲が商標「おもむき」が使用された商品「茶わん」の宣伝に多大の費用を費やして、商標「おもむき」を著名にし、また商標「おもむき」が使用された商品「茶わん」の品質の管理を十分に行ない、商標「おもむき」に信用が化体したときには、消費者はそのような商標「おもむき」を使用した商品「茶わん」を購入することによって、品質が良好な商品「茶わん」を購入することができる。

ここで仮に、商標登録制度が存在しない場合には、誰でも自由に商標を使用することができるから、誰かがある商品についてある商標を著名にし、また商標に信用を化体させたときにも、他の者は著名になった商標、信用が化体した商標を使用することができる。たとえば、甲が商標「おもむき」を著名にし、また商標「おもむき」に信用が化体したときにも、乙は商品「茶わん」について商標「おもむき」を使用することができる。

そして、商標を著名にした者以外の者が商品に同様の商標を使用したときには、上述の如く商標には商品の出所を表示する機能があるから、同様の商標が使用された商品は同一の製造者によって製造され、または同一の販売者によって販売されたものであると消費者は考えるので、消費者は商標を著名にした者の商品と商標を著名にした者以外の者の商品とを間違えて購入することがある。すなわち、商品について同様の商標が使用されたときには、消費者は商品の出所を混同するおそれがある。このため、商標を著名にした者以外の者の商品の

販売量が増え、商標を著名にした者の商品の販売数が減少する結果となり、商標を著名にした者は損害を被り、他の者は不当に利益を受けることとなる。たとえば、甲が商品「茶わん」に使用する商標「おもむき」を著名にした場合に、乙が商品「茶わん」について商標「おもむき」の使用を開始したときには、消費者は甲が製造した茶わんの製造者と乙が製造した茶わんの製造者とは同一であると誤認して、著名な商標「おもむき」が使用された茶わんを購入しようと思っ、乙が製造した茶わんを購入することがあるから、甲が商標「おもむき」が使用された商品「茶わん」の宣伝に多大の費用を費やしたにもかかわらず、乙の茶わんの販売数が増加し、甲の茶わんの販売数が減少することもあり、このような場合には、甲に不利益を与える結果となり、乙は不当に利益を受けることとなる。

また、永年商標を使用している者があり、他の者がその商標と同様な商標の使用を開始し、その者が商標を使用して販売している商品の品質が悪ければ、上述の如く商標には出所表示機能があるから、その商標が使用された商品の品質は粗悪であると消費者が考える場合もあり、このような場合には永年商標を使用している者の商品の販売数が減少する結果となる。たとえば、甲が商品「茶わん」について商標「おもむき」を永年使用している場合に、乙が商標「おもむき」を使用して商品「茶わん」の販売を開始し、乙が販売している商品「茶わん」の品質が悪ければ、消費者は甲が製造した茶わんの製造者と乙が製造した茶わんの製造者とは同一であると誤認して、商標「おもむき」が使用された商品「茶わん」の品質は粗悪なものであると考える場合もあり、このような場合には、甲の商標「おもむき」に対する消費者の業務上の信用を損なうことになり、甲の茶わんの販売数が減少し、甲に不利益を与える結果となる。

さらに、商標に信用が化体したときには、上述の如く商標には出所表示機能

があるから、消費者は同様の商標が使用された商品の品質も良好であると考えるのが一般的である。このため、他の者が同様の商標を使用して販売した商品の品質が良好ではないときには、消費者は期待を裏切られることとなる。たとえば、甲の商品「茶わん」に使用する商標「おもむき」に信用が化体している場合に、乙が商標「おもむき」を使用して商品「茶わん」の販売を開始したときには、消費者は甲が製造した茶わんの製造者と乙が製造した茶わんの製造者は同一であると誤認して、乙が製造した商標「おもむき」が使用された商品「茶わん」の品質も良好であると考えることがある。この場合、乙の製造した「茶わん」の品質が良好ではないときには、消費者は期待を裏切られることとなる。

以上は商標登録制度が存在しない場合の商品に使用される商標について説明したが、役務に使用される商標についても同様である。

このように、商標登録制度が存在しない場合には、誰でも自由に商標を使用することができるから、複数の製造者等の営業主が同様の商標を使用して商品を製造、販売し、役務を提供することがあるが、この場合には消費者は商品の出所を混同するおそれがあり、同様の商標を使用した商品、役務が同一の営業主の商品、役務であると消費者が認識することがあるから、商品、役務の取引秩序を維持することができず、商標を使用する者の利益を害する結果となるとともに、消費者は期待を裏切られることがある。

これに対して、商標登録制度が存在しているときには、商標権者は商標登録された商標すなわち登録商標を独占的に使用することができるのであるから、商標権者以外の者すなわち他人は登録商標を使用することができない。たとえば、甲が商標「おもむき」、商品「茶わん」について商標権を取得したときには、商標権者甲は登録商標「おもむき」を商品「茶わん」に独占的に使用すること

ができ、甲以外の者は商品「茶わん」について商標「おもむき」を使用することができない。

したがって、商標権者が登録商標を著名にしたときにも、他人は登録商標を使用することができず、商標権者の商品の販売数が減少することがなく、商標権者は損害を被ることがなく、他人が不当に利益を受けることもない。たとえば、商標権者甲が商品「茶わん」に使用する登録商標「おもむき」を著名にした場合に、甲以外の者は商品「茶わん」について商標「おもむき」の使用をすることができないから、甲の茶わんの販売数が減少することがなく、甲は損害を被ることがなく、甲以外の者が不当に利益を受けることもない。

また、商標権者は登録商標を独占的に使用することができるから、他人が登録商標を使用して品質が悪い商品を製造、販売することができなくなるので、商標権者が登録商標に対する消費者の業務上の信用を損なうことはない。たとえば、商標権者甲は商品「茶わん」について商標「おもむき」を独占的に使用することができるから、甲以外の者は商標「おもむき」を使用して品質が悪い茶わんを製造、販売することができなくなるので、商標権者甲が登録商標に対する消費者の業務上の信用を損なうことはない。

さらに、商標権者が登録商標に信用を化体させたときにも、他人は登録商標を使用することができないのであるから、他人が登録商標を使用して品質が良好ではない商品を製造、販売することがなくなるから、消費者は期待を裏切られることがない。たとえば、商標権者甲の登録商標「おもむき」に信用が化体したときに、甲以外の者は登録商標「おもむき」を使用して品質が良好ではない商品「茶わん」について使用することがなくなるから、消費者は期待を裏切られることはない。

以上は商標登録制度が存在する場合の商品に使用される商標について説明し

たが、役務に使用される商標についても同様である。

以上のように、商標登録制度が存在する場合には、商標権者が独占的に登録商標を使用することができるから、複数の営業主が同様の商標を使用して商品を製造、販売すること、役務を提供することがなく、このため消費者は商品、役務の出所を混同するおそれがなく、商品、役務の取引秩序を維持することができ、商標を使用する者の利益が保護されるとともに、消費者は期待を裏切られることがない。

2 商標登録出願

商標を使用しようとする者が商標権を取得するためには、特許庁に商標登録出願をしなければならない。商標登録出願をするには、使用しようとする商標およびその商標を使用する商品、役務を示さなければならない。たとえば、商品「茶わん」について商標「おもむき」を使用しようとする者が商標登録出願をする場合には、商標「おもむき」、指定商品「茶わん」を示した願書の特許庁に提出する必要がある。

商標登録制度は登録商標を独占的に使用することができる商標権を付与する制度であるから、商標登録出願においては商標登録されるべき商標およびその商標が使用される商品、役務が明示されなければならない。

また、商標登録出願がなされたときには、商標登録出願が願書に記載された商標および指定商品、役務等が公開される。

どのような商標について商標登録出願がなされたかを明示して、新たに使用する商標を決定しようとする者の便宜を図る。

3 商標登録要件

商標登録出願がなされた商標の全てについて商標権が付与されるわけではない。商標権が付与されるための条件、すなわち商標登録要件を充足する商標登録出願についてのみ商標権が付与される。

商標登録制度は登録商標を独占的に使用することができる商標権を付与する制度であるから、商標権の付与にふさわしい商標についてのみ、商標権が付与される。たとえば、私人に独占的に日本の国旗を商標として使用させるべきではないから、日本の国旗と同一または類似の商標について商標登録出願をしたとしても、そのような商標登録出願に対しては商標権は付与されない。

4 審査手続

商標登録出願が商標登録要件を充足するか否かは、商標登録出願人が提出した願書に基づいて、特許庁の審査官が判断する。この審査官の判断は、所定の流れを有する審査手続によって行なわれ、審査手続には商標登録出願人に審査官の判断についての意見を述べる機会を与える手続が含まれる。たとえば、審査官が商標登録出願の願書に示された商標が日本の国旗と類似の商標であると判断したとしても、商標登録出願人にはその商標が日本の国旗と類似の商標ではないことを説明する機会が与えられる。

審査官の判断には誤りが生ずる可能性があるから、商標登録出願人に審査官

の判断についての意見を述べる機会を与え、審査官は商標登録出願人の意見を考慮して最終的な判断を行なうことにより、審査官の最終的な判断が正しいことを担保する。

5 商標権

商標登録出願は商標登録要件を充足していると審査官が判断したときには商標登録がなされ、商標権が成立する。商標権を取得した者は願書に記載された商標すなわち登録商標を指定商品、役務に独占的に使用することができる。たとえば、商標「おもむき」、指定商品「茶わん」について商標権を取得したときには、商標権者は独占的に商品「茶わん」について商標「おもむき」を使用することができ、他人に対して商品「茶わん」について商標「おもむき」を使用しないように請求することができる。

商標権者が登録商標を指定商品、役務に独占的に使用することにより、他人が登録商標を使用して商標権者に不利益を与えるのを防止することができ、また消費者が期待を裏切られることとなるのを防止することができる。たとえば、甲が商標「おもむき」、商品「茶わん」について商標権を取得したときには、商標権者甲は商標「おもむき」を指定商品「茶わん」に独占的に使用することができるから、甲以外の者が商標「おもむき」を指定商品「茶わん」に使用して、甲に不利益を与えるのを防止することができ、また消費者が期待を裏切られることとなるのを防止することができる。(1参照)

また、商標権者は他人に登録商標を使用することを許諾することができる。たとえば、東京の商標権者甲は北海道の乙に登録商標の使用を許諾することが

できる。

商標権者甲が登録商標「おもむき」を著名にしたときには、北海道の乙も登録商標「おもむき」を使用して商品「茶わん」を製造、販売したいと考えることがあり、この場合に商標権者甲が乙に登録商標の使用を許諾したときには、商標権者甲は乙から許諾に対する対価を受けることができるから、商標権者甲は経済的利益を得ることができ、一方乙は登録商標「おもむき」を使用して製造、販売した商品「茶わん」の販売量が多くなれば、乙も利益を得ることができる。

また、商標権は譲渡することができる。たとえば、商標権者甲は他人乙に登録商標が「おもむき」、指定商品が「茶わん」である商標権を譲渡することができる、この場合には商標権の譲受人乙は商品「茶わん」について商標「おもむき」を独占的に使用することができ、商標権者であった甲は商品「茶わん」について商標「おもむき」を使用することができなくなる。

商標権者は商標権を譲渡して、経済的利益を得ることができる。たとえば、商標権者甲が他人乙に商標権を譲渡したときには、一般的に甲は乙から譲渡の対価を受ける。

さらに、商標権については存続期間の更新を行なうことができ、商標権者は永く商標権を維持することができる。

商標権者に登録商標を永く独占的に使用させることによって、商品、役務の取引秩序を維持することができるから、商標権の存続期間の更新を行なうことができるようにし、商標権者が商標権を永く維持することができるようにした。

6 外国商標登録

外国においても商標権を主張するには、外国でも商標権を取得する必要がある。

原則として各国の商標登録制度は独立であり、日本において商標権を取得したとしても、外国たとえば米国においては商標権を主張することはできない。このため、各国においても商標権を主張しようとするれば、商標権を主張したい国において商標権を取得する必要がある。

なお、各国の商標登録制度は基本的には日本の商標登録制度と同様である。

(内容は平成19年9月1日現在)